

11月は「労働保険 未手続事業一掃強化期間」

一人でも雇ったら労働保険（労災保険・雇用保険）の加入手続きが必要です。

「労働保険」とは、業務または通勤に起因して負傷等を被った労働者に対して補償を行う労働者災害補償保険（労災保険）と労働者が失業した際に生活の安定等を図る雇用保険により構成される制度で、労働者の福祉の向上を目的としています。

労働保険は、政府が管掌する強制保険であり、労働者（パート・アルバイト含む）を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

厚生労働省では11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」とし、全国において集中的な活動を展開し、各種事業主団体、個別事業主への訪問指導等を強化し、事業主へ制度の概要を説明することにより、自主的な手続きを促しています。説明することによっても自主的に保険関係の加入手続きを取らない事業主に対しては、職権による成立手続きを実施しています。

また、労働保険制度の一層の理解、周知を目的とした広報活動を行うとともに、未手続事業が多いと思われる業種別の一掃対策を強化する等、全国において集中的な活動を実施します。

■ 岐阜県商工労働部労働雇用課
☎ 058-272-1111

建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の進行を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

加入できる事業主

建設業を営む方

対象となる労働者

建設業の現場で働く人

掛金

日額320円

特長

- ・国の制度のため安全、確実、申込手続きは簡単
- ・経営事項審査で加点評価の対象
- ・掛金の一部を国が助成
- ・掛金は事業主負担ですが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税
- ・掛金は、インターネットを利用した電子申請での納付も可能
- ・事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算

<https://www.kentaikyotaisyokukin.go.jp/>



■ 独立行政法人勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部岐阜県支部
☎058-276-3744

11月は 「児童虐待防止推進月間」

令和3年度の標語は

いちはやく 189 「だれか」じゃなくて

「あなた」からです。

虐待は子どもの心身の発達や人格形成に重大な影響を与えるだけでなく、時には生命を奪うという悲しい事件につながります。どの家庭でも起こりうる問題として、社会全体で子どもたちを守っていきましょう。

●しつけと虐待の違い

親が「しつけ」だと思っていなくても、子どもの心身を傷つけるものであれば、全て「虐待」にあたります。「しつけ」と虐待の違いは、親の言い分ではなく、親の行為が及ぼす子どもへの影響で判断されます。平成28年にはしつけを名目とした児童虐待の禁止が法律に明記されました。

●児童虐待を防止するために

自ら助けを求めることのできない子どもたちを虐待から守るには、早い段階で発見し、対応することが求められています。「おかしい」と感じたら、迷わず連絡してください。また、妊娠や子育てで悩んだときは、一人で抱え込まず、お気軽にご相談ください。

■ 虐待に関する相談・連絡先
福祉課 ☎64-7104
安八交番 ☎64-2014
西濃子ども相談センター ☎78-4838
子育て、妊娠に関する相談・連絡先
保健センター ☎64-3775

